

認定

認定

NPO法人取得  
を目指しています!!

カーリングホールみよたは、1995年にカーリングに熱い思いをもった有志が空き倉庫から手作りで作り上げ、冬季オリンピック開催地である「長野」から、オリンピック選手の輩出をしたいという希望をもって設立しました。2008年にはNPO法人の認証を受け、あさまハイランドスポーツクラブとして活動をしてまいりました。2015年はカーリングホールみよたが開館20周年、あさまハイランドスポーツクラブはNPO法人として8周年を迎えます。

今後の更なる発展に向け、あさまハイランドスポーツクラブは「認定NPO法人」の認証を目指すこととなりました。

そのため、ご賛同いただける皆様からのご寄付を募っております。

「カーリングの故郷」として、これからも浅間山のふもとの御代田町で多くの皆様に愛され、更に活動の幅を広げるため、ご支援を賜りますようお願い致します。

ご協力をお願いいたします!!



沿革  
1995年 カーリングホール開設  
2006年 総合型スポーツクラブ設立  
2008年 NPO法人設立  
2015年 ホール開館20周年を迎える



### 認定NPO法人とは?

NPO法人のうち、一定の要件を満たして国税庁長官の認定を受けているものをいい、寄付された方は税制の優遇を受けられます。また、寄付金税額控除制度が、改正され認定NPO法人への寄付金額の一部について所得税額から控除することができるようになりました。

### 認定を受けるには?

2011年6月に認定NPO制度の改正で認定要件が緩和され、「3,000円以上の寄付を100人以上の人から得ている」ということが要件の1つとなりました。NPO法人の質は、寄付を通じて多くの方から賛同を得ているかどうかにかかっています。

### 税法上の特別措置

- ①個人が支出した認定NPO法人への寄付金は、特定寄付金として、寄付をした個人の寄付金控除の対象になります。
- ②法人が支出した認定NPO法人への寄付金は、特定公益増進法人等に対する寄付金との合計額に対し、一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別枠で同額の損金算入限度額が認められます。
- ③相続又は遺贈により相続財産を取得した者が、相続税の申告期限までに認定NPO法人にその相続財産を寄付した場合には、一定の条件のもとに、その寄付をした財産は相続税の課税の対象から除かれます。

## ご寄付の方法

1口 3,000円

お振込か、担当者に手渡しでお願い致します。

その際 お名前、ご住所、電話番号をお知らせください。

お振込先

ゆうちょ銀行から…【記号】11100 【番号】17979321 【名義】トクビ)アサマハイランドスポーツクラブ  
他金融機関から…【銀行名】ゆうちょ銀行 【店名】一ーハイ(イチイチハチ) 【店番】118 【預金種目】普通  
【番号】1797932 【名義】トクビ)アサマハイランドスポーツクラブ

